

○愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学の構成員の快適な教育・研究環境、学習及び労働環境の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

他人に不当な不利益や身体的又は精神的苦痛を与える性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優越的な地位を利用して、他人に不当な不利益や身体的又は精神的苦痛を与える行為

(3) パワー・ハラスメント

業務における優越的な地位を利用して、他人に不当な不利益や身体的又は精神的苦痛を与える行為

(4) その他の人権侵害行為

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向を理由とする差別その他の日本国憲法が保障する人権を侵害する行為

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学における学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を含む。）、教職員（嘱託職員、臨時職員及び非常勤教職員を含む。）、本学が受け入れた研究者、学生の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「本学の構成員」という。）に適用する。

(本学の構成員に対する指針及び啓発)

第4条 本学は、ハラスメントを防止及び排除するために、本学の構成員が認識すべき事項並びにハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

(学長及び所属長の責務)

第5条 学長及び所属長は、部署等におけるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(本学の構成員の責務)

第6条 本学の構成員は、指針の定めるところにより、ハラスメントを行ってはならない。

(防止委員会)

第7条 ハラスメントの防止及び排除をするために、防止委員会を設置する。

2 防止委員会に関する事項は別に定める。

(人権委員会)

第8条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、公正な立場で迅速に問題の解決に当たるために、人権委員会を設置する。

2 人権委員会に関する事項は別に定める。

(相談窓口及び相談員)

第9条 ハラスメントの苦情相談等に応じるために、相談窓口を設置し、相談窓口担当者及び相談員を

配置する。

- 2 相談窓口、相談窓口担当者及び相談員に関する事項は別に定める。

(調停委員会)

第10条 相談員からハラスメントに関する調停の申し出があった場合には、人権委員会の中に調停委員会を設置することができる。

- 2 調停委員会に関する事項は別に定める。

(調査委員会)

第11条 人権委員会が事実関係の調査を必要と判断した場合には、人権委員会の中に調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会に関する事項は別に定める。

(遵守事項)

第12条 防止委員会、人権委員会、調停委員会及び調査委員会（以下「各種委員会」という。）の各委員並びに相談員及び相談窓口担当者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても任務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

- 2 各種委員会委員及び相談員は、被害者等に不利益が生じたり、二次被害が生じることのないよう、慎重に対応しなければならない。

(ハラスメント行為に対する措置)

第13条 ハラスメント行為の事実が認められた場合には、本学学則、大学院学則その他の規則又は学校法人名古屋電気学園就業規則による処分及び就学、就労、教育研究環境の改善等必要な措置を講ずるものとする。

(所掌事務)

第14条 ハラスメントの防止等に関する事務及び関連する委員会の庶務は、学務部庶務課及び教学センター学生課が処理する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。